中小企業展示商談会出展支援事業費補助金交付要綱

大阪府商工労働部中小企業支援室

ものづくり支援課販路開拓支援グループ

中小企業展示商談会出展支援事業費補助金交付要綱

（目的及び趣旨）

第１条　大阪府（以下「府」という。）は、物価高騰等による厳しい経営状況の中で、展示商談会を活用して新たな販路開拓を行おうとする府内中小企業者に対して、その出展経費を補助することにより、府内中小企業の販路開拓に資するため、予算の定めるところにより中小企業展示商談会出展支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業）

第２条　この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自社の新たな販路開拓のため、次の各号のいずれにも該当する展示商談会（以下「対象展示商談会」という。）に自社の製品、技術又はサービス等を出展する事業とする。

（１）開催の初日が令和７年４月１日から令和８年２月８日までの期間に含まれるもの

（２）府、京都府又は兵庫県において対面形式で開催されるもの

（３）BtoB（企業間取引）を対象とし、主たる開催目的が商談であるもの

（４）広く一般に出展者を募集し、募集要項等が公表されているもの

（補助事業者）

第３条　この補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　府内に主たる事務所又は事業所を有する者

（２）　中小企業基本法第２条第１項の各号のいずれかに該当する中小企業者（ただし、大企業（同項各号のいずれかに該当する中小企業者以外の者。以下同じ。）が発行済み株式総数若しくは出資総額の２分の１以上を単独に所有若しくは出資している場合、複数の大企業が発行済み株式総数若しくは出資総額の３分の２以上を所有若しくは出資している場合又は役員の半数以上を大企業の役員若しくは職員が兼務している場合を除く。）

（補助対象経費等）

第４条　この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が、対象展示商談会の主催者に対して小間契約を締結した上で支払った出展小間料金（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

　２　前項の規定に関わらず、国又は地方公共団体、商工会議所等の支援団体が実施する他の補助金等（以下「他の補助金」という。）を受ける場合は、他の補助金を控除した額を対象経費とする。

３　この補助金の対象となる補助率は、補助対象経費の３分の２とする。ただし、補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に千円未満の端数があるときは，これを切り捨てるものとする。

４　この補助金の上限額は78万円とする。ただし、下限を10万円とし、下限額を下回る補助を行わない。

（補助金の交付の申請等）

第５条　補助金の交付の申請等は、次のいずれかの方法によるものとする。

　（１）対象展示商談会の開催初日の30日前までに申請する場合においては、規則第４条第１項に規定する申請は、補助金交付申請書（様式第１－１号）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

　（２）前号に規定する日の翌日以降に申請する場合においては、規則第４条第１項に規定する申請及び規則第12条に規定する実績報告は、補助金交付申請兼実績報告書（様式第１－２号）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

２　前項の申請書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

イ　要件確認申立書（様式第１－３号）

ロ　暴力団等審査情報（様式第１－４号）

ハ　その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定等）

第６条 知事は、前条第１項第１号に規定する申請があったときは、規則第５条第１項に基づき、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

２　前項の場合において、規則第12条の規定による報告は、中小企業展示商談会出展支援事業費補助金実績報告書（様式第２号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に知事に提出することにより行わなければならない。

３　第１項の場合において、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

４　知事は、前条第１項第２号に規定する申請があったときは、規則第５条第１項に基づき、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

（検査及び現地確認等）

第７条　知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、補助事業の実施状況を現地確認することができる。

（補助金の交付）

第８条　第６条の補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第13条の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に補助金交付請求書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付申請の取下げ）

第９条　補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第７条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に、申請取下申出書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の申出書を受領したときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の中止等の申請）

第10条　規則第６条第１項第３号に規定する知事の承認を受けようとする補助事業者は、中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業者の要件の変更）

第11条　補助事業者が、第３条の規定に該当しなくなった場合は、その事実が発生した後速やかにその旨の届出書（様式第６号）を知事に届け出なければならない。

２　補助事業者は、規則第２条第２号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、該当事項届出書（様式第７号）を知事に届け出なければならない。

（対象展示商談会の中止等）

第12条　交付決定の後に対象展示商談会が中止又は延期になった場合は、交付決定を取り消すものとする。ただし、延期の場合において、当該対象展示商談会の開催の初日が令和７年４月１日から令和８年２月８日までの期間に含まれるときは、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第13条　知事は、前条並びに規則第８条及び第15条の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　第３条に規定する補助金の補助事業者に該当しないことが判明したとき。

（３）　第10条に規定する申請書及び第11条に規定する届出書の提出を怠ったとき。

（４）　そのほか不適当と認められる事実があったとき

（補助事業の経理等）

第14条　補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する府の会計年度終了後10年間保存しなければならない。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。